

津山圏域移住・定住パンフレット制作業務委託事業者審査基準（優先交渉権者の選考方法）

I 優先交渉権者の選考方法および得点配分について

1 優先交渉権者の選考方法

（1）優先交渉権者の選考

優先交渉権者の選考については、以下の評価項目において、各基準により評価する。

①企画意図

- ・津山圏域移住・定住パンフレット制作の目的が理解されているか。

②機能性

- ・津山圏域内の市町すべてのまちの紹介ができているか。
- ・津山圏域全体のPRをする情報発信ツールとしての機能を有しているか。
- ・簡易なガイドブックとしての機能を有しているか。

③メッセージ性

- ・ターゲットにきちんとメッセージが伝わるようなパンフレットとなっているか。

④その他加点項目

- ・上記の他、パンフレット制作および活用にあたり、予算の範囲内において、効果的な提案がなされた場合は別途加点する。

⑤制作費用

- ・費用対効果の観点から適正な見積額となっているか。
(予算額の範囲内で最大限の効果を得られる内容となっているか。)

以下の前提条件を満たし、後述に定める採点方法により算出した、各項目の点数の合計が240点以上で最も高い者を、優先交渉権者として決定する。

【前提条件】

- ① 提案価格が「提案上限額」の範囲内であること。
- ② 履行期間内で作業スケジュールが組まれていること。

（2）最高得点者が2者以上あった場合の優先交渉権者の決定方法

最高得点者が2者以上あった場合は、くじ引きにより優先交渉権者を決定する。

2 評価項目の配点

上記評価項目の点数については、合計400点満点とする。得点配分については【表1 評価項目の配点】のとおりとする。

【表1 評価項目の配点】

評価項目	配点
①企画意図	100
②機能性	100
③メッセージ性	100
④その他加点項目	50
⑤制作費用	50
合計	400

II 各評価項目の採点方法について

1 ①～④の採点方法

上記「I-1-(1)」に記載した評価項目について、企画提案書、企画提案プレゼンテーションの内容により評価を行う。

なお、各項目の採点にあたっては、【表2 企画提案書および企画提案ヒアリング評価の判断基準】に基づき、0点から5点の6段階による評価を行い、【算出方法1 ①～④】の計算式により配点を算出する。

【表2 企画提案書および企画提案ヒアリング評価の判断基準】

評価点	判断基準
5点	創意・工夫があり、特に効果的な内容である。
4点	
3点	平均的な内容である。
2点	
1点	指定した記述項目は網羅されているが、内容が乏しい。
0点	指定した記述項目が網羅されていないか、網羅されていても不適切な記述内容である。

【算出方法1 ①～④】

「①～④」 = 評価委員の評価点の和 ÷ 評価委員数 ÷ 5 × 各評価項目の配点
 ⇒ 上記計算を各項目でそれぞれ算出し、その総和の小数点以下第1位を四捨五入し、配点とする。

2 ⑤の採点方法

「企画提案実施要領」に記載した提案上限額により、「見積書（様式第5号）」に記載された見積価格の評価を行う。

なお、見積価格の採点にあたっては、【算出方法2 ⑤】の計算式により価格点を算出する。

【算出方法2 ⑤】

$$\text{「⑤」} = 1 - \left[\frac{\text{（提案価格 - 提案上限額の80％）}}{\text{（提案上限額 - 提案上限額の80％）}} \right] \times 50 \text{点}$$

※1 小数点以下第2位を四捨五入

※2 見積価格が見積上限額の80％以下の場合は、一律、50点とする。

※3 見積価格については、必要に応じて、価格調査を行う。